

2024-25 年度
福山西ロータリークラブ

例会情報

第 1595 回 (21)

会 長 鹿 内 要 秀 幹 事 吉 山 聡

クラブ会長テーマ



「 奉仕によるこび、よりよい社会を築こう 」

日 時	2024 年 12 月 24 日 (火) 12:30 ~
場 所	福山ニューキャッスルホテル
例会行事	点 鐘 ・ ソング 「 おお マイフレンド 」 「ロータリアンの行動規範」唱和 ゲスト・ビジターの紹介 (出席報告参照) 会 長 報 告 幹 事 報 告 出 席 報 告 S A A 報 告 ス マ イ ル 報 告 プ ロ グ ラ ム 情 報 そ の 他 報 告
その他情報	メークアップ情報 (来週分) メークアップ情報 (再来週分) 今後の行事予定 クラブ活動報告



【 会 長 報 告 】

ロータリークラブの理事・役員とその任務（RI 資料より抜粋）

鹿内要秀

今日の例会は次年度の理事役員を選出する年次総会です。この機会に理事役員及び各委員長の任務を再確認してみます。

1.会長

クラブの代表者です

会長にはクラブ運営という大きな責任があり、強いリーダーシップが要求されます。

会長の特権として、毎例会に会長の時間が与えられています。

会長の時間は会長挨拶ではなく、奉仕の理念を提唱する貴重な時間であり、会員に対する奉仕の理念の提唱こそ、会長に与えられた最も大きな責任です。

就任条件として、会長エレクトの期間に、会長エレクト研修会に必ず出席するか、又はガバナーの判断でそれに準ずる研修を受けることが要求されています。

2.直前会長（前年度会長）

2010年規定審議会の決定により、直前会長がクラブの役員ならびに理事会のメンバーになりました。これはクラブ運営の継続性を保つために、過去のクラブ運営に関する経緯等を報告し、助言を与えるなど、クラブの指導力の継続を目的としたものであります。

ただし、その発言はあくまでも当該年度の理事会に対する要望であって、拘束力は有りません。

3.会長エレクト

会長エレクトは、次年度に備えて、理事会の運営を研修し、クラブ運営の継続性を保つために理事に就任します。次年度に会長に就任することが前提となる役職であり、幹事を別格にすれば、クラブ内では実質的なナンバー2としての責任があります。その意味から、会長エレクトとして間接的にクラブ運営を研修するに留らず、奉仕プロジェクト委員長としてクラブ運営の実際を経験します。

4.副会長

会長を補佐し、会長不在のときは会長の任務を代行します。

また、副会長はクラブ管理運営委員長として配下の委員会の活動についてアドバイスをします。ただし各委員会の委員長にはそれぞれの委員会の運営や事業の実施について、独立した権限が付与されているので、慎重に対応しなければなりません。

5.理事・役員

理事・役員はクラブを管理するために選出され、クラブ全体と各委員会の活動や予算案について客観的な意思決定を行います。

特に理事会はクラブのすべての議案に関する先議権を持ち、クラブ事項に関する理事会の決定は

最終決定となります。

クラブの代表権者は会長と幹事ですが、この代表権といえども理事会の決定が優先し、仮に会長、幹事が他クラブや RI と約束したことで理事会がこれを拒否すれば無効になります。このように理事会が大きな権限を持つことは、同時に大きな責任を持つことも意味します。

6. 委員長

委員長はクラブの目標を遂行するために委員会の活動に焦点を当てて、奉仕活動を企画して事業を実施します。

7. 幹事

幹事は執行部門の代表者として、内閣総理大臣に例えられ、実務上の権限と責任を持ちます。

正副委員長や委員の人事等(任命権は会長)、予算組み、会員の入退会、事務局等のクラブ管理に関する実務的事項は、すべて幹事が窓口となって対応します。



【 幹 事 報 告 】



No.	内 容
1	第 2710 地区事務局 ・ 第 15 期 RLI-2710 パート I ご案内 ・ 2024-25 年度 地区ロータリー財団勉強会のご案内 ・ 2024-25 年度第 2 回地区行動計画推進会議【Zoom ミーティング】のご案内 ・ 第 31 回ガバナー杯 ロータリークラブ親善野球大会のご案内
2	
3	

【プログラム情報】

《年次総会》



《選出理事》

河村 直孝	(会長)
黒木 成光	(会長ノミニー)
梶原 啓子	(副会長)
小林 崇	(幹事)
奥野 充喜	(副幹事)
笹田 博之	(SAA)
古井 正則	(会計)
能登 伸一	(職業奉仕委員長)
鹿内 要秀	(社会奉仕委員長)
塩川 裕樹	(国際奉仕委員長)
菊池 愛	(青少年奉仕委員長)
鹿内 要秀	(前年度会長)
吉山 聡	(前年度幹事)

《選出役員》

河村 直孝	(会長)
鹿内 要秀	(直前会長)
黒木 成光	(会長ノミニー)
梶原 啓子	(副会長)
小林 崇	(幹事)
奥野 充喜	(副幹事)
笹田 博之	(SAA)
佐藤 教夫	(副SAA)
古井 正則	(会計)
内山 春夫	(会計監査)



【その他報告】

《 3分間スピーチ 》

ロータリー情報委員長 竹中 雅彦

5大奉仕について

ロータリーの5大奉仕部門の活動は哲学的小よび実質的な現象である。

- 1, 奉仕の第1部門であるクラブ奉仕は、クラブの機能を充実させるためにクラブ会員が取るべき行動に関わるものである。
- 2, 奉仕の第2部門である職業奉仕は事業小よび専門職の道德水準を高め、品位ある業務は全て尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を実践していくという目的をもつものである。会員の役割にはロータリーの理念に従って自分自身を律し業務を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるためにクラブが開発したプロジェクトに應えることが含まれる。
- 3, 奉仕の第3部門である社会奉仕はクラブの所在地域または行政域内に居住する人々の生活の質を高めるために時には他と協力しながら会員が行う様々な取り組みから成るものである。
- 4, 奉仕の第4部門である国際奉仕は書物などを読むことや通信を通じて、さらには他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために会員が行う活動から成るものである。
- 5, 奉仕の第5部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト小よび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プロジェクトを通じて、青少年ならびに若者によって好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

標準ロータリークラブ定款第6条

《 プラスアルファ【覚えて頂きたいこと】 》

I クラブ奉仕部門

定款によるとクラブ奉仕とはクラブの機能を充実させるためにクラブ内で会員が取るべき行動である。簡単にいえばクラブのために尽くしなさいということです。今年度のロータリー情報委員会としては会員のロータリーに対する理解と向上のために基礎的な知識を提供したいと考えています。

1. ロータリーの歴史

ロータリーの創立 1905年2月23日 シカゴ

創立者 ポール・ハリス他3名

- ポール・ハリス 弁護士

- シルバスター・シール 石炭商
- ハイラム・ショーレー 洋服生地商
- ガスターバス・ローア 鉱山技師
- 3名はポール・ハリスの顧客

背景

18世紀末から19世紀初頭アメリカ社会は、変動期であらゆる人種、宗教、信条、文化の坩堝であり20世紀初頭のシカゴはアルカポネに代表されるギャング社会の中心地で犯罪、汚職、暴力の巢窟で利己主義が主流となっていた。(商業道德の欠如)

この現状を憂いた弁護士のパールP・ハリスは、公正な取引には「人間の絆」が重要と考え3人の協力者と共に経営者による団体を創立した。創立条件として以下の内容であった。

- 一業種一人の相互扶助のクラブの構想が芽生えてくる
- 商取引の相互扶助、公正で安全な取引を行いたい
- 信用・信頼がある相手と取引をしたい
- 1業種1人である方がトラブルになりにくい(クラブ内に競争相手を作らない)
- 会員同士のトラブルをなくすために会員は、「寛容で親睦と友情の精神」にあふれた人でなければならないのである。
- 相互扶助・親睦の概念

ロータリークラブの原点は

◎クラブ会員は信用と信頼がある人物の集まり。

◎職業倫理を育み学ぶために例会をする。

ロータリークラブの名称の由来

当初例会は週に1回会員の事務所で順番に行われたためロータリーと名称された。

2. 例会について

①なぜ毎週例会が開催されるのか。

◎ロータリー創立当時から毎週例会が開催され職業倫理を育み学び親睦を深めるために例会をする。

◎自分の職業に対する倫理観向上と自己研鑽の場でもある。例会に毎週出席を繰り返すことで自然に研修することになる。

◎例会開始と終了の点鐘はこれから緊張して例会に臨みましょう、緊張を開放してもいいですよと知らせているのです。

◎例会中は神聖な場であるため携帯電話の使用、私語は厳禁です。スポーツ選手が試合終了時にグラウンド、コートに頭を下げて礼をして退出しますが神聖の場への敬意です。

3. 例会の欠席とメイクアップ

手続要覧を見たことがありますか会員として眼を通してください。知らなかったでは済まされないことが明記してあります。そこにはRI、ロータリークラブの構成と定款が書かれています。会員に直接関係があるのはロータリークラブ定款です。出席と欠席に関する第10条と13条です。

第10条 出席

出席は例会の60%に在席しないと出席にはなりません。食事だけ済ませて帰られる方がいらっしゃったらそれは欠席扱いとなります。例会の途中で中座する場合はクラブ理事会に事前に連絡

する必要があります。会長あるいは幹事に連絡してください。詳しい内容は定款をみてください。

第13条 会員身分の存続

第3節 終結 会費不払い

期日後30日後に幹事が書面をもって督促し、10日以内に納入されなければ理事会は会員身分を終結することができる。

第4節 欠席

- ① 出席率：会員は例会総数の出席率が50%に達しているか、クラブのプロジェクト、行事、その他の活動に12時間参加しなければならない。
- ② 年度の各半期間の例会総数の内30%に出席またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない。理事会が正当かつ十分な理由がある（入院）と認めない限り会員身分を終結されることがある。
- ③ 連続欠席：理事会が正当な理由があると認めない限り連続4回例会に出席せずメイクアップをしてない場合、その欠席がクラブ会員の終結を要請していると考えられる。理事会が本人会員に通知したあと理事会の過半数によって会員身分を終結することができる。

4. メイクアップ

禁止事項として無断欠席をしないこと、どうしても例会に出席できない場合は他クラブ例会（全国のロータリークラブで可）に出席か事務局にメイクアップを要請すると出席扱いとなりますので欠席の場合は必ずメイクアップをしてください。

私が入会した当時、メイクアップは1週間以内に済ませる必要があり電話でのメイクアップは無く他クラブに出席しましたが、それが2週間以内となり今では電話でのメイクアップが認められ年度中に済ませることが可能となりました。以前よりずいぶん緩和されましたので必ず欠席の場合は、メイクアップを済ませてください。

5. ロータリーバッジについて

徽章はその方の職業、所属、権威を表すものです。例えば国会議員バッジ、弁護士のバッジなどはそのよい例です。それらを議員、弁護士以外の方はつけることはできませんし、譲渡することもできません。もし付けていたら詐欺になる可能性があります。ロータリーバッジもそれに準ずるものです。ロータリアン以外の方が付けることは硬く禁止されています。バッジはその方の誇りを表すものです。

ロータリー創立の原点を思い出してください。ロータリーは信用があり信頼に足る人たちの集まりであり職業倫理を向上させるために集まっているのです。それを象徴しているのがロータリーバッジなのです。

ロータリーバッジはこのような意味があるのです。

- あなたは私を信用していただいて結構です
- 私は信用に値する者です
- 私の用意は出来ています。いつでも、あなたのために奉仕できます
- 私は受ける以上のものを、あなたに与えます

ロータリーバッジは例会時、ロータリーの関連行事などに必ずつけてください。普段外出する際にも是非つけてみてください。きっと良いことがありますよ。

《各種表彰等》

【誕生日】



《1月7日生まれ 高尾 英士 さん》

《1月10日生まれ 登里 孝司 さん》

【皆出席】



《連続31年 尾熊 孝典 さん》